

北広島市図書館条例

平成9年12月22日

条例第23号

改正 平成12年2月14日条例第1号

平成22年3月23日条例第15号

平成24年3月23日条例第17号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、北広島市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	北広島市図書館
位置	北広島市中央6丁目2番地1

(開館時間等)

第3条 図書館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、視聴覚資料その他必要な資料(以下これらを「資料」という。)の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示等に関すること。
- (3) 視聴覚機器の活用に関すること。
- (4) 第7条に定める分館への配本及び移動図書館車の巡回に関すること。
- (5) 読書情報の提供に関すること。
- (6) その他図書館の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(損害賠償)

第5条 図書館の施設、附属設備又は資料を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその損害を賠償することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、図書館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他図書館の管理運営上支障があるとき。

(分館)

第7条 図書館に、資料の貸出等を行う施設として、次の分館を置く。

名称	位置
北広島市図書館大曲分館	北広島市大曲370番地2
北広島市図書館住民センター図書	北広島市泉町1丁目1番地

室	
北広島市図書館西の里公民館図書室	北広島市西の里南1丁目2番地4
北広島市図書館西部小分室	北広島市輪厚508番地3

2 第3条、第5条及び前条の規定は、分館について準用する。

(北広島市図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に北広島市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の議事)

第11条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第12条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(協議会の運営事項)

第13条 第8条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第6号で、平成10年4月1日から施行)

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年3月4日から施行する。

附 則(平成22年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている北広島市地域交流センター協議会(以下「既設協議会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市図書館協議会の委員とみなし、その任期は、既設協議会の委員となった日から起算する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。